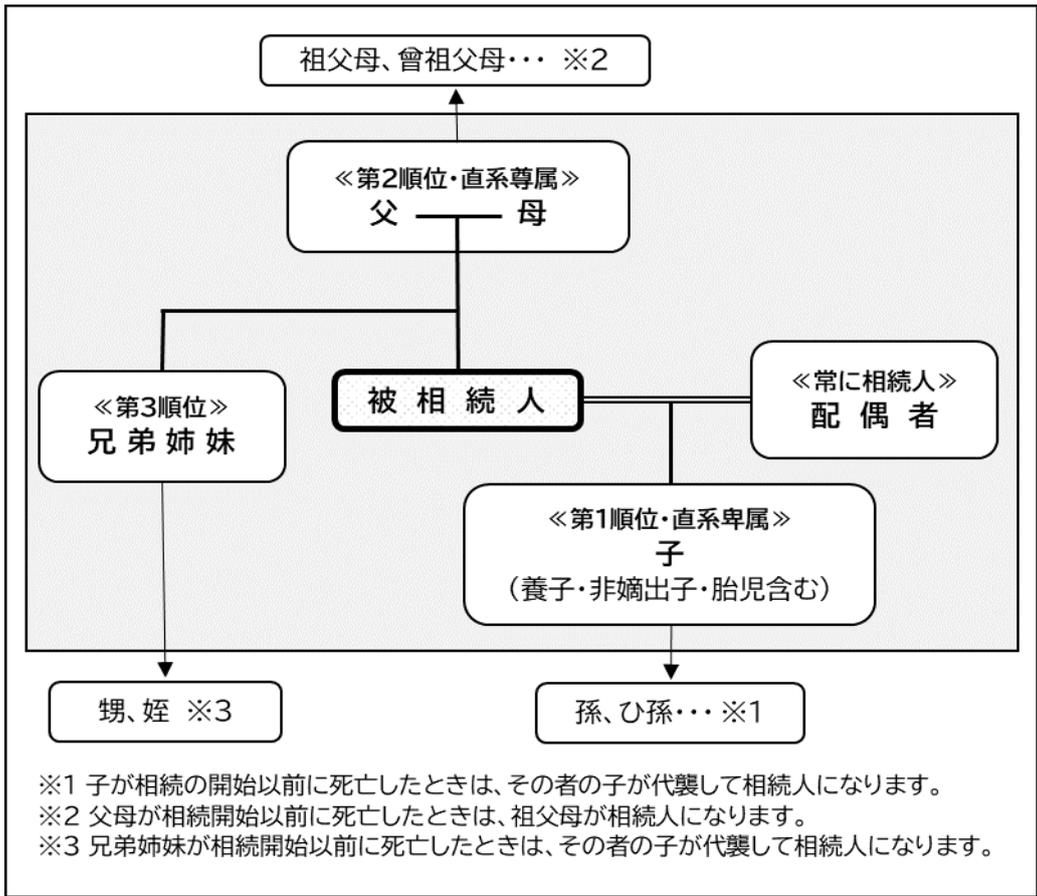


～相続の基礎知識～

法定相続人の範囲や法定相続分は民法で次のとおり定められています。
 そのほか遺言書による場合や、相続が確定する前に相続人が亡くなり次の相続が開始すると相続人や相続分が変わる場合もあります。

(法定相続人の範囲)



- ・相続を放棄した人は初めから相続人ではなかったものとされます。
- ・内縁関係の人は、相続人に含まれません。

(法定相続分)

相 続 人	相 続 分
配偶者と子	配偶者2分の1・子(2人以上のときは全員で)2分の1
配偶者と直系尊属(父母)	配偶者3分の2・直系尊属(2人以上のときは全員で)3分の1
配偶者と兄弟姉妹	配偶者4分の3・兄弟姉妹(2人以上のときは全員で)4分の1

- ・子供、直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いるときは、原則として均等に分けます。
- ・民法に定める法定相続分は、相続人の間で遺産分割の合意ができなかったときの遺産の取り分であり、必ずこの相続分で遺産の分割をしなければならないわけではありません。